

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

東北（岩手）厚生年金 事案 3429

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和42年6月から平成23年2月まで継続してA株式会社に勤務した。

入社から昭和46年6月まではA株式会社C支店に勤務し、同年7月からは同社D支店に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和46年7月1日にA株式会社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年5月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和46年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成21年9月から22年2月までを16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 8 月 10 日から 22 年 3 月 1 日まで

国の記録では、A社B事業所における申立期間の標準報酬月額は14万2,000円となっているが、申立期間当時の給与支給額は16万円を超える額であったことから、申立期間について、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成21年9月から22年2月までの標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成21年8月の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 21 年 9 月から 22 年 2 月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届け出たことを認めていることから、前述の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（後に、B株式会社）における資格取得日に係る記録を平成7年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から8年2月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人が株式会社Aに平成7年10月31日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、申立期間に株式会社Aにおいて厚生年金保険の加入記録が無く、年金記録確認C地方第三者委員会（当時）のあっせんにより年金記録が訂正された元同僚が保管している給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は株式会社Aに正社員として勤務していたと述べているところ、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとする同僚は、「株式会社Aに勤務していた正社員は、全員、給料から厚生年金保険料が控除されていた。申立人も給料から厚生年金保険料が控除されていた。」旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成8年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは申立期間においては適用事業所となっていないが、同社の法人登記簿謄本によると、申立期間も法人事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aは、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3434（山形厚生年金事案 1402 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月5日から20年8月16日まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私の同僚の年金記録は訂正されたと聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B株式会社に対して、申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「当時の人事関係資料は残されておらず、詳細は不明である。」旨回答しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、A株式会社C事業所に係る申立人の資格喪失日は昭和19年6月5日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致する上、申立人が、「同じ日に入社し、社員寮も同室であり、終戦まで共に働いていた。」として名前を挙げた同僚の資格喪失日も、申立人と同日となっていること、iii) 同社C事業所において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な証言は得られないことなどを理由として、既に年金記録確認D地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人が名前を挙げた同僚のA株式会社C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、昭和19年6月5日から20年8月16日に訂正することが必要と認められたため、再調査を行ったところ、当該同僚から、「申立人は社員寮で同部屋であり、終戦まで勤務していた。」旨の証言が得られたことから、申立人は申立期間について、同社C事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社C事業所において、申立人と同日（昭和19年4月5日）に労働者年金保険の被保険者資格を取得した者のオンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿を検証したところ、i）同被保険者名簿には申立人の資格喪失日は記載されておらず、申立人と同日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した113人のうち、申立人と同様に資格喪失日が記載されていない者が103人確認でき、年金事務所は、「資格喪失日が記載されていない者が多数存在する理由は不明である。」旨回答していること、ii）前記113人のうちオンライン記録の資格喪失日が確認できる者は55人おり、このうち同被保険者台帳の資格喪失日が不明である3人を除く52人のオンライン記録によると、被保険者資格が昭和20年8月16日まで継続している者は19人確認できるところ、このうちオンライン記録の資格喪失日が同被保険者台帳に記載された資格喪失日より後の日付となっている者が12人（申立人が名前を挙げた同僚1人を含む。）確認できることから、社会保険事務所（当時）による同社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の管理が適正に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月16日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における記録から、50円とすることが妥当である。

東北（山形）厚生年金 事案 3436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成8年8月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用され、D県E市に所在したF株式会社に出向し、G業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社C支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（青森）厚生年金 事案 3437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成3年4月にB株式会社（現在は、株式会社A）に採用され、C市に所在したD株式会社に出向し、E業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の社員による証言から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社F支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回

答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成8年3月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用され、D市に所在したE事業所（現在は、F事業所）に出向し、G業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社C支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成4年9月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用され、D市に所在したE株式会社に出向し、F業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社C支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成9年2月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用され、D市に所在したE株式会社に出向し、F業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の社員による証言から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社C支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成9年3月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用され、D県E市に所在したF株式会社に出向し、G業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同社C支店所属であったとする同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成8年3月にB株式会社（現在は、株式会社A）C支店に正社員として採用された後、D市に所在するE株式会社F営業所に出向し、G業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社から株式会社Aに社名が変更になったが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成9年4月にB株式会社（現在は、株式会社A）に正社員として採用され、C県D市に所在したE株式会社F営業所に出向し、G業務に従事していた。

平成9年11月にB株式会社が株式会社Aに合併されたが、雇用形態等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間当時における出向先の事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得している者のうち、同僚二人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、株式会社Aは、社員の給与計算及び社会保険等の事務は全て本

社で行っており、支店ごとに相違することはなく同じ取扱いであった旨回答していることから、申立人の給与計算及び社会保険等の事務についても本社で行われており、上記同僚と同様の取扱いであったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成9年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険の標準報酬月額記録については、5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から同年7月1日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務した期間のうち、申立期間の船員保険の標準報酬月額が2万8,000円と記録されていることが分かった。当該期間の給与から控除されていた船員保険料に見合う標準報酬月額は10万4,000円なので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Bによると、申立期間当時の船員保険料の控除方法は、翌月控除であったと回答していることから、申立人が所持する昭和43年7月25日支給の支払給与明細表において確認できる保険料は、同年6月の保険料と認められる。

また、当該明細表によれば、「船員保険料 7072」のほかに「船員保険料 3944-（マイナス）」の記載が確認できるところ、株式会社Bは、当該記載について、船員保険料を何らかの理由で精算したものと推測されると

していることから、申立人の入社時からの船員保険料の控除額を精査したところ、精算額 3,944 円の内訳は、昭和 43 年 5 月の保険料として誤って控除された保険料の差額 408 円と、同年 6 月に誤って計上された保険料の差額の 3,536 円であると考えるのが妥当であり、同年 6 月の保険料は、上記精算額から 408 円を除いた額を減じた 3,536 円と認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記精算後の 3,536 円の船員保険料に見合う 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（青森）厚生年金 事案 3445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月12日

A県B市にあった有限会社C（現在は、D株式会社）に勤務していた平成18年8月12日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録を確認したところ当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。

平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する有限会社Cが作成した申立人に係る平成18年分給与所得の源泉徴収票及び同社の元事務担当者の証言から、申立人は、同年8月12日に同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、当該源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における平成18年の申立人の標準報酬月額及び申立人が保管する同年12月度賞与の支給明細書に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が保管する申立期間に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額から推認される賞与支給額及び保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3447

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年9月は32万円、同年10月は36万円、同年11月から7年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月31日まで

私がA株式会社に勤務していた期間について、株式会社Bにおいて厚生年金保険及び健康保険の被保険者となっていたが、当該期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与より低い記録となっている。当時の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成5年9月から7年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給額から、5年9月は32万円、同年10月は36万円、同年11月から7年2月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、株式会社Bの元事業主は、当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年4月から同年8月までの標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持していないことから、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

また、株式会社Bの元事業主に照会したところ、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られない上、A株式会社の元事業主は所在が確認できず照会できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立期間のうち、平成5年4月から同年8月までの標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年4月から同年8月までの標準報酬月額について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、19年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から19年3月1日まで

私は、昭和15年12月16日に株式会社AのB事業所にCの身分の者として採用され、19年3月1日にD軍に入隊する前まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間は、給料は少ないながらも、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する株式会社AのB事業所の採用に関する通知、同社の回答及び解^{よう}雇名簿並びにE省F局が保管する旧D軍における申立人の人事記録によると、申立人は、申立期間において、Cの身分の者として同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出等について、これに関連する資料が無いため回答できないとしているものの、申立期間当時、Cの身分の者として採用した男子労働者は厚生年金保険に加入させていたと回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、株式会社AのB事業所に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保

険事業所別被保険者名簿（以下「事業所別被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）については、申立期間後に発生したG県庁の火災により焼失しており、現存する同社の事業所別被保険者名簿等は復元されたものであるところ、当該事業所別被保険者名簿において、昭和 17 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した者の被保険者手帳記号番号は連続しておらず、欠落が多くみられる。

また、現存する株式会社AのB事業所の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名が見当たらないところ、同社が提出した解傭名簿に記載されている申立人を除く 23 人のうち、被保険者台帳により同社の被保険者記録が確認できる 3 人についても、当該事業所別被保険者名簿において、氏名が見当たらない。

さらに、前述の同僚 3 人のうち 1 人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の前後 100 番についてみると、労働者年金保険被保険者台帳索引票の欠落並びに氏名及び生年月日等の記載が無い同索引票が確認できる上、同索引票が存在するものの、事業所別被保険者名簿及び被保険者台帳のいずれにおいても被保険者記録が見当たらない者が多数確認できることから、株式会社AのB事業所に係る事業所別被保険者名簿及び被保険者台帳は、申立期間後に復元されたものの、完全な復元はなし得なかったことが認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が確認できること、事業主による保険料の控除の事実が推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、株式会社AのB事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 19 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は14万3,000円、申立期間②は41万円、申立期間③は20万6,000円、申立期間④は40万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月22日
④ 平成16年12月24日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月に同社から賞与が支給されたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の普通預金元帳によると、申立期間①から④までにおいて、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成15年分及び16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における15年及び16年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB事業所に勤務していた同僚が所持する申立期間①から④までに係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①から④までにおいて厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票、普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 14 万 3,000 円、申立期間②は 41 万円、申立期間③は 20 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により推認できる保険料控除額から、40 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与については、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付に反映されない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成19年賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与については、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付に反映されない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成19年賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与については、事業主による賞与支払届の提出が遅れたため、年金給付に反映されない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 19 年賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（29 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、平成16年5月31日は29万3,000円、19年5月31日は10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月31日
② 平成19年5月31日

私は、昭和49年9月から平成22年6月までA株式会社に勤務したが、申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B税務署から提出された平成16年分の所得税の確定申告書、同年分給与所得の源泉徴収票及び19年分の所得税の確定申告書、C町から提出された平成17年度町民税県民税所得課税扶養証明書及び19年分給与所得に係る給与支払報告書（個人別明細書）、同僚の所持する給与支払明細書（賞与）並びに複数の同僚のオンライン記録から、申立人は、申立期間①は16年5月31日に、申立期間②は19年5月31日にA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間①は29万3,000円、申立期間②は10万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録によると、当初、

A株式会社における被保険者全員に申立期間①及び②に係る賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3455

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 31 日

私は、昭和 51 年 4 月から平成 16 年 8 月まで A 株式会社に勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び複数の同僚のオンライン記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、複数の同僚のオンライン記録から、平成 16 年 5 月 31 日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録によると、当初、A 株式会社における被保険者全員に申立期間に係る賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3456（東北（福島）厚生年金事案 3288 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

私が所持する普通預金通帳によれば、平成 17 年 8 月 10 日に有限会社 A から 15 万 6,293 円が振り込まれており、この振込みは賞与であったと記憶しているが、年金記録に反映されていないことについて年金記録確認 B 地方第三者委員会へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として提出する賞与明細票によれば、平成 17 年 8 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人が所持している普通預金通帳によると、平成 17 年 8 月 10 日に有限会社 A から 15 万 6,293 円の振込みがあったことが確認できるが、同通帳には給与又は賞与の区別の記載が無く、当該振込額が賞与であったとの確認ができないこと、ii) 申立人は、申立期間に係る賞与支払明細書を所持していない上、同社の事業主は、申立期間当時の資料は災害により全て消失したとしており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) C 税務署から提出された申立人に係る「平成 17 年分給与所得の源泉徴収票」によれば、同年中の社会保険料等の金額は、オンライン記録にお

いて確認できる申立人の標準報酬月額から推計した 12 か月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計金額よりも低額であることから、申立てどおりの賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除がされていたことを確認することができないこと等を理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づく平成 26 年 2 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、賞与明細票を提出しているところ、同明細票から、申立人は申立期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細票において確認できる賞与支給額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1875

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、婚姻後の国民年金保険料は、元夫の分も一緒に私が納付していた。申立期間が未納となっていることに納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の申立人及びその元夫の国民年金保険料は申立人が納付していたと述べているところ、申立期間に係る保険料の具体的な納付場所及び納付金額についての記憶が定かでなく、保険料の納付状況が不明である上、申立人の元夫に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間は、元夫の保険料も未納となっていることが確認できる。

また、申立人の戸籍の改製原附票によれば、申立人は、昭和54年4月以降はA市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金納付記録（電子データ）によれば、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1876

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から62年1月までの期間及び平成2年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から62年1月まで
② 平成2年3月から同年6月まで

私は、昭和60年9月頃にA市（現在は、B市C区）で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を市役所又は金融機関の窓口で納付していたはずなので、申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「国民年金手帳記号番号払出状況」によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出日は、平成4年9月16日以降であることが確認できる。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る同市における処理が平成4年11月30日に一括で行われていることが確認できる上、オンライン記録によると、前記に係る処理は同年12月14日に一括で行われていることが確認できることから、同年11月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、昭和60年8月24日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。これらのことから、申立人は、当該加入手続が行われるまで国民年金に未加入であり、申立期間当時、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付できない上、当該加入手続が行われた時点においても、時効により当該期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から61年3月まで

私は、確かな記憶ではないが、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

6年間以上も国民年金保険料が未納ということはないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿は昭和61年2月10日に作成された旨の記載及び職権適用により被保険者資格を取得した旨の押印が確認できることから、申立人は、同年2月頃、職権により57年1月に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、職権適用の時点で、申立期間のうち、当該資格取得月から58年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、55年1月から56年12月までについては、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料は同年6月3日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該保険料が納付された時点で、申立期間の大半に当たる60年3月以前の保険料についても、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及びCSVデータ）及びB町の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立期間のうち、昭和55年1月から56年12月までは国民年金の未加入期間及び57年1月から61年3月までは国民年金保険料の未納期間

とされており、当該記録はオンライン記録と一致する上、申立期間は 75 か月にわたり、行政がこれだけの期間の記録管理を続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人に対し、別の国民年手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1878（宮城国民年金事案 1134 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として添付するものは無いが、国民年金保険料は夫の分と一緒に私が納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 8 月 28 日の時点では、申立期間のうち、44 年 5 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人は遡って納付したことは無いとしていること、ii) 申立人に対し、50 年 8 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いこと、iii) 申立人の国民年金加入の手续をしたとする申立人の父は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないことなどから、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は新たな資料は無いが、国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付していたと主張しているものの、申立内容に年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 21 年 8 月 10 日から 22 年 3 月 31 日まで A 社 B 事業所に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険被保険者離職票及び A 社 B 事業所が提出した出勤簿によると、申立人は、平成 21 年 8 月 10 日から 22 年 3 月 31 日までの期間について、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所が提出した賃金台帳及び申立人が提出した当該事業所発行の給与支払明細書によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できない上、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料は控除していなかった旨回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月頃から 62 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間において、株式会社Aに勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る履歴書及び退職届並びに複数の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立期間に係る関係資料は無いが、申立期間当時、本人の希望により社会保険に加入していない者もいたと思われる。」旨回答している。

また、申立人の同僚の一人も、「申立期間当時、株式会社Aでは、厚生年金保険の加入について選択制であり、本人の希望により厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとする複数の同僚は、申立人を知っているものの、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない旨述べている。

加えて、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3435（東北（福島）厚生年金事案 3311 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 5 月 10 日まで
② 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶も無ければ受け取った記憶も無い。

また、申立期間のうち最後に勤務した株式会社Aにおいて私の上司であった人に当時の状況を確認すれば、私が脱退手当金を受給していないことが分かるはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる「脱」の表示が確認できること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、その計算の基礎とされる厚生年金保険被保険者期間に漏れは無い上、計算上の誤りは無く法定支給額と一致しているほか、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約2か月後の昭和43年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成26年3月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「株式会社Aでは、経理及び福利厚生を担当していた上司の事務補助者として働いていたので、この人に当時の状況を確認すれば、私が脱退手当金を受給していないことが分かるはずである。」として、株式会社Aにおける直属の上司の名前を挙げて再申立てしているが、当該上司は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私が A 株式会社勤務していた期間について、株式会社 B において厚生年金保険及び健康保険の被保険者となっていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与明細書及び同僚の証言によると、申立人は、平成 7 年 3 月 31 日まで A 株式会社勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、株式会社 B は、平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで株式会社 B において厚生年金保険の被保険者とされていることが確認できるものの、申立人及び同僚が所持する給与明細書によると、同社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと推認できるところ、申立人は支給対象期間が異なる平成 7 年 3 月分の給与明細書を二つ所持しており、このうち、支給対象期間が同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの給与明細書によると、同年 2 月に係る保険料が給与から控除されていることが確認できるが、支給対象期間が同年 3 月 21 日から同年 3 月 31 日までの給与明細書によると、申立期間に係る保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、株式会社 B の元事業主に照会したところ、申立人が同社に勤務

していたと回答しているものの、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られない上、A株式会社の元事業主は所在が確認できず照会できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 31 日

私は、昭和 49 年 11 月から平成 17 年 3 月まで A 株式会社に勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与について現金支給であったとしている上、当該期間の賞与に係る支払明細書等を所持していないことから、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の賞与支給の有無及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明と回答していることから、申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、平成 16 年における社会保険料等の金額を確認できる給与所得の源泉徴収票等を所持していない上、B 税務署及び C 市は、いずれも申立人に係る申立期間当時の税務関係資料は保管していないとしていることから、申立期間における厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。